

第十小学校対策箇所一覧表

地図上の番号	学校・PTA等からの要望箇所	点検年度	学校・PTA等からの説明・要望	関係機関による点検結果	対策の実施状況
①	砂川町一丁目信号	令和3年度	・北側から来る車両が速度を落とさず、突っ切る。 ・車両への注意喚起のため、歩道の色を赤色にし、標識もつけている。 ・南側の道は私道。	○児童に対し、当該道を横断する際は十分に注意するよう指導する。 ⇒小学校で年間を通じて実施中です。	実施済み(対策効果の把握中)
		令和6年度	・南から北やすずかけ通りに抜ける自動車が信号が「自転車専用」のため、信号に関係なく歩道に出てきたり、スピードを出して交差点を抜けようとする。	・当該信号から南は私道となっている。そのため、信号向かいの歩道を交差点に変更すると、私道の通行量が増加し、近隣住民の危険性が高まる恐れがある。 ・本来は、歩道は歩行者優先であるため、車が歩道を横切る際には一時停止が義務付けられている。 ○道路課にて歩道近くに設置されている「とびだし注意！」看板を撤去し、「歩行者を妨げない・ここは一時停止場所」である旨の看板の設置を検討する。 ⇒看板を設置しました。 ○歩道から南側の車道上の白線について、設置されている目的などを確認する。 ⇒確認のうえ、消去しました。	
②	多摩都市モノレール本社南東T字路	令和3年度	・自転車が多いので、児童との衝突が心配。	○自転車利用者への啓発を図る。 ⇒交通対策課で年間を通じて実施中です。 ○児童に対し、当該道を横断する際は十分に注意するよう指導する。 ⇒小学校で年間を通じて実施中です。	実施済み(対策効果の把握中)
		令和6年度	・物流センター南の歩道が広く、東方向から来る自転車がスピードを落とさず右折してくるため危険である。	・自転車の走行場所として、歩道に自転車走行場所が設けられている場合を除き、基本は車道である。 ・小学校で児童に対して当該箇所を通る際の注意喚起は行っている。 ・丁字路の東西の道路は都道であり、南北の道路は市道となっている。 ○都道の箇所について、立川警察署から都道の管理者である北多摩北部建設事務所に対して自転車ナビマーク・ナビラインの設置の要望と歩道に記載されている自転車マークの設置主体を確認する。 ⇒既存の自転車ナビマークに加え、自転車ナビラインを新たに設置しました。また、歩道と横断歩道上の自転車マークを削除しました。 ○交通対策課では、他市との整合性や連続性を図るほか、自転車の交通量や自転車関連事故が多い路線などを総合的に勘案して、自転車ナビマーク・ナビラインの設置を行っているため、当該市道への設置についても今回の意見を参考に検討を行う。 ○立川警察署の関係部署において、安全教育による啓発の検討を行う。 ⇒関係部署に対して情報提供しました。	
	砂川五番公園	令和3年度	・公園の奥に大きな木があり、見通しが悪い。	○樹木の剪定を要望する。 ⇒公園緑地課で剪定しました。 ○立川警察署の防犯係へ情報提供する。 ⇒防犯係へ提供しました。	対策完了
	都営柏町一丁目アパート3号棟南側道路	令和3年度	・北側に歩道が無く、路側帯の白線が消えかけている。	○路側帯の白線の再塗装を要望する。 ⇒道路課で再塗装しました。	対策完了